

社会福祉法人温真会 評議員選任・解任委員会運営細則

(目的)

第1条 本細則は、社会福祉法人温真会定款第6条1項に規定された、社会福祉法人温真会評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）における評議員の選任・解任手続等を定めたものである。

(委員の構成)

第2条 委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
2 理事長は、委員会に出席しなければならない。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
2 委員は、辞任又は任期満了後においても、定款第7条第2項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(委員の解任)

第4条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。
(1) 心身故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
(2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(委員の報酬等)

第5条 委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。
2 委員の報酬額は、理事会の決議を経て理事長が定める。
3 委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、理事会の決議を経て理事長が定める。

(招集)

第6条 委員会は、理事長が招集する。

(招集通知)

第7条 理事長は、委員会の日の1週間前までに、各委員会委員（以下「委員」という）に対して書面でその通知を発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(委員長)

第8条 委員会の委員長は、当該委員会において委員の中から選出する。

2 委員長は委員会の議長とする。

(評議員の選任)

第9条 評議員の選任は、以下の各号の手続を経るものとする。

- (1) 評議員候補者は、理事会が委員会に推薦する。
- (2) 理事長（理事長に事故あるときは業務執行理事）は、委員会に当該候補者の経歴、当該候補者を評議員候補者とした理由、当該候補者と当該法人および役員等との関係、当該候補者の兼職状況を説明しなければならない。
- (3) 委員会は、評議員候補者について審議を行い、評議委員選任の決議を行う。

(評議員の解任)

第10条 評議員の解任は、以下の各号の手続を経るものとする。

- (1) 理事会は、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。
- (2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。
- (3) 委員会は、理事会より提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第11条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第12条 委員会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録は書面をもって作成し、委員長および出席した委員が記名押印しなければならない。
- 3 議事録は次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - (1) 委員会が開催された年月日及び場所
 - (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 委員会に出席した理事の氏名
 - (4) 委員会の委員長が存するときは、委員長の氏名
- 4 第1項の議事録は、委員会の日から10年間、その主たる事務所に備え置かなければならぬ。

(補則)

第13条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第14条 この細則の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この附則は、平成29年4月1日から施行する。